



産後ケア事業

出産後の女性は、赤ちゃんの世話と心身の回復のため、一定期間は家族等による家事や育児のサポートが必要になります。しかし、核家族の増加、晩婚化・晩産化などのため、祖父母等の支援が得られない方が増えています。

そこで牛久市では、平成28年4月より、県南地域では初めてとなる「産後ケア事業」を開始しました。以下の要件に該当される方は、ご相談ください。12月までに7人の利用があり、「休息できてよかった」「母乳の与え方がわかった」等の声をいただいています。

◆対象者：牛久市に住所を有する方で産後概ね4カ月までの親子で

以下のいずれかに該当する方

- *産後、家族等から家事・育児の援助が受けられない方
- *産後の生活に不安があったり、子育てに心配がある方

◆利用の内容

- *お母さんと赤ちゃんの健康確認
- *授乳や沐浴の指導、乳房ケア、育児相談など

◆利用施設

- 社会医療法人若竹会つくばセントラル病院(牛久市柏田町1589-3)
- 椎名産婦人科(牛久市中央5-12-20)

※上記2カ所の医療機関で出産していない方も利用できます。

◆利用時間・利用回数・自己負担額

内容	1回あたりの利用時間	利用回数	自己負担額
デイケア(通所)	午前10時～午後5時(昼食付き)	1人5回まで	1日2,500円
ショートステイ	午前10時～翌日午前10時(3食付き)		1泊5,000円

◆申し込み・相談 健康づくり推進課☎873-2111(平日午前8時30分～午後5時15分)



**平成29年度(平成28年1月から12月末日までに得た所得)の
申告受け付けは3月15日(水)までです ※土・日曜日を除く。**

受付時間 午前8時45分～午後4時(開場:午前8時) **受付場所** 市保健センター研修室(2階)

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度^(※)に該当する方で、確定申告書を提出しない方は、市県民税の申告により各種所得控除を受けることができます。

※公的年金等受給者に係る確定申告不要制度…平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。なお以下の場合には申告が必要になります。

※所得税の確定申告が必要のない場合であっても、市県民税の各種所得控除を受けるためには、市県民税の申告が必要となります。

※所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要となります。

※確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

問 税務課☎内線1056～1059

市県民税(住民税)、
所得税の申告はお済みですか